

参考

平成31年度 入札契約事務コンプライアンス・  
アクションプランの取組み状況について（報告）

この報告書は、令和元年12月20日開催の  
大阪市入札等監視委員会において報告した  
ものです。

令和元年 12 月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

## 目 次

I	はじめに.....	1
II	平成 31 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証.....	2
1	コンプライアンス確保のための体制整備 .....	3
	(1) 入札情報の管理徹底 .....	3
	(2) 不正行為や不当圧力の排除 .....	5
	(3) 知識の習得及びコンプライアンス意識の醸成.....	7
2	不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応 .....	9
3	不正が起きにくい入札契約制度の構築 .....	11
4	その他.....	13
5	その他の入札契約制度に関する調査結果 (平成 31 年度アクションプラン以外の取組み) .....	14
III	おわりに.....	15

## I はじめに

本市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、本市では平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくという、PDCA サイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

この報告書は、その継続した取組みの中で、平成 31 年度のアクションプランの進捗及び取組み状況についての調査・検証結果をとりまとめたものであり、令和 2 年度のアクションプラン策定に向けた課題や留意すべき事項について抽出したものである。

## Ⅱ 平成 31 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証

平成 31 年度アクションプランについて、各区（24 区）及び各局室（27 部署）並びに、出先機関等で契約事務を行っている部署（弘済院など）を加えた 53 所属に対し、令和元年 10 月末日時点における具体的取組み状況等の調査を実施した。併せて、複数の所属については状況把握のため、ヒアリングによる確認を実施した。

これらの調査結果をもとに取組み状況について分析・検証を行った。

### 【調査対象一覧】

区	局・室	出先機関
北区役所	副首都推進局	
都島区役所	市政改革室	
福島区役所	ICT戦略室	
此花区役所	人事室	
中央区役所	都市交通局	
西区役所	政策企画室	
港区役所	危機管理室	
大正区役所	経済戦略局	
天王寺区役所	中央卸売市場	
浪速区役所	総務局	
西淀川区役所	市民局	
淀川区役所	財政局	市税事務所を含む財政局税務部
東淀川区役所	契約管財局	
東成区役所	都市計画局	
生野区役所	福祉局	弘済院
旭区役所	健康局	
城東区役所	こども青少年局	
鶴見区役所	環境局	
阿倍野区役所	都市整備局	
住之江区役所	建設局	
住吉区役所	港湾局	
東住吉区役所	会計室	
平野区役所	消防局	
西成区役所	水道局	
	教育委員会事務局	
	行政委員会事務局	
	市会事務局	

は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

その結果、

○ほとんどの項目において、アクションプランの取組みは実施済みとの回答であった。

以上の状況から、平成 31 年度のアクションプランの進捗及び取組みはおおむね順調であるといえるものの、本年 11 月には、過去に関係業者から不適切な飲食や役務の提供（送迎等）を受けた事案が発覚するなど、個々の職員のコンプライアンス意識の醸成をより図っていく必要がある。

以下、詳細について記載する。

# 1 コンプライアンス確保のための体制整備

## (1) 入札情報の管理徹底

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	31年度中に実施	計
<b>① 設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）</b>				
各委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の再点検	委員会構成局	6	0	6/6
「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守	委員会構成局	6	0	6/6
委員会構成局以外の所属が活用するための「入札契約情報管理ガイドライン」標準案の策定	契約管財局	令和2年3月策定予定		
「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属	53	0	53/53
<b>② 不当圧力の阻止</b> ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守	全所属	53	0	53/53
「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の周知、携行、活用	全所属	53	0	53/53
<b>③ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底</b> ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など				
「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53

（※「該当案件なし」と回答した所属を含む。）

入札情報の管理徹底に関する各所属の取組みについては、おおむね実施できている。

- ・「入札契約情報管理ガイドライン」の再点検及び標準案の策定について

委員会構成局において、「入札契約情報管理ガイドライン」の再点検を実施したところ、建設局では、昨年度発覚した本市発注工事における官製談合事案（以下「官製談合事案」という。）も踏まえ、設計関係書類の管理者を定めるなどの改善を図り、各所属とも引き続き同ガイドラインの遵守に努めているとのことであった。

また、情報管理の重要性や再発防止の観点から、委員会構成局以外の所属においても活用できる標準案の策定を検討していたが、委員会構成局かどうかに関わらず情報管理の重要性に違いはなく、複数の標準案を策定すると混乱を招きかねないとの意見も踏まえ、所

属の実情に応じたガイドラインの整備が行えるよう、同ガイドライン策定の指針となる「入札契約情報管理ガイドラインの運用について」の策定を行うこととしている。現在、策定に向け主な所属の意見を聴取するなど、前述の再点検の結果等と合わせて整理し、委員会構成局とその他の所属も含めて運用できるようにすることとしている。

・公正契約職務執行マニュアルの遵守について

各所属において、官製談合事案の周知や公正契約職務執行マニュアル携帯版の活用を行うなど、おおむね実施できているものの、令和元年11月には過去に関係業者との不適切な飲食や役務の提供（送迎等）を受けた不適正な事案（以下「不適切な飲食等事案」という。）が発覚したため、全所属において、職員一人一人がコンプライアンス意識を徹底するよう、また、管理監督者がその責務において契約事務のコンプライアンスを重視し、必要な管理・監督、指導を部下職員に対し行うよう、組織全体としての取り組みを求めたところである。

・公正契約職務執行マニュアル携帯版の活用について

公正契約職務執行マニュアル携帯版については、日常業務の中で職員がコンプライアンスを意識するべく作成したものであり、各所属において活用されているところである。

また、携行すること自体が目的とならないよう十分に趣旨を徹底する必要があるとしていた昨年度アクションプランの検証時の課題については、不適切な飲食等事案も踏まえ、職員一人一人がコンプライアンス意識を醸成させるために、同マニュアルをより積極的に利用しやすいものとなるよう、マニュアルの趣旨や用語の定義、禁止事項などのポイントを中心にわかりやすくまとめた「公正契約職務執行マニュアル概要版」に改め、今後のコンプライアンス研修等において活用していく予定である。

## (2) 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	31年度中に実施	計
<b>① 発注者綱紀保持のあり方に関する再検討</b>				
発注者綱紀保持のあり方に関する再検討	契約管財局	適宜実施		
<b>② 外部者（元市職員を含む。以下同じ。）の執務室内立入禁止の徹底</b>				
外部者の定義及び統一的な取扱いの検討	契約管財局	令和2年3月実施予定		
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
執務室等への周知ポスターの掲示	全所属	53	0	53/53
執務室内に外部者が許可を得ずに入室できる状況にある	0/53			
契約等で必要がないのに、外部者と職員が個室等で会議を行っている旨報告を受けたことがある	0/53			
執務室内に外部者が入室しようとした場合、どのように対処しているか。				
【主な回答】 原則として入室前に対応し、執務室内に入室しないよう注意を促している。 執務室内への立入はお断りしている旨を説明し、窓口で用件を確認している。				
<b>③ 録音録画装置の設置・運用</b>				
「入札契約事務における録音録画装置の運用について」に基づく運用	委員会 構成局	6	0	6/6
<b>④ 不当圧力対応の記録の義務化</b>				
「要望等記録制度」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
<b>⑤ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知</b> ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知				
効果的な周知方法の検討	契約管財局	令和2年3月実施予定		
執務室等への周知ポスター掲示（再掲）	全所属	53	0	53/53
<b>⑥ 再就職者による働きかけの禁止の周知</b>				
効果的な周知方法の検討	契約管財局	令和2年3月実施予定		
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
執務室等への周知ポスター掲示（再掲）	全所属	53	0	53/53

⑦ 職場における関係業者等との対応のルールへの遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
⑧ 不当要求行為・クレーム対応のルール化への遵守				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	53	0	53/53
（参考）入札契約事務における元市職員からの働きかけ				
公共機関を除く他団体に出向、再就職した職員または元市職員からの入札契約事務に関する問い合わせがあった	0/53			

（※「該当案件なし」と回答した所属を含む。）

不当行為や不当圧力の排除に関する各所属の取組みについては、おおむね実施できている。

・外部者の定義及び統一的な取扱いについて

外部者の執務室内立入禁止の徹底などについては、各所属ともおおむね適切に対応されていた。

また、昨年度アクションプランの検証時に課題としていた外部者の定義・認識に差異がみられた点については、その定義を、関係業者、元市職員や本市からの派遣職員（公益派遣、民間派遣）を含め、「本市職員以外の者」に整理することで統一的に取り組むこととする。なお、派遣職員で本市の執務室内で業務を行う必要がある場合は、入室の許可等を本市職員から得るなどにより対応することで、執務室内に無断で立ち入ることの無いよう徹底を図っていく。

・録音録画装置の運用マニュアル等の整備について（委員会構成局）

委員会構成所属において取組んでいるところであるが、その他の所属における装置の設置状況について確認したところ、録画装置を設置している所属について、昨年度は7所属であったところ、今年度については20所属で設置されていた。入札契約事務に限らず、不当要求等への抑止の観点からも、引き続き普及に努める。

・周知ポスターの掲示について

複数年度に及ぶ当局からの勧奨により、周知ポスターの掲示に関する取組みについて、未実施の報告が無くなるなど取組みの定着に向けた動きが見られた。

当該ポスター（5種）は、平成26年から活用しているもので、継続して取り組むことで効果が期待できるが、単に掲示することが目的になってしまうと、形骸化を招く恐れがある。また、類似した内容のものもあることから、今年度末までに、類似のものを集約するなど、特に注意したい部分を強調させ、よりわかりやすい表現に改めることとしている。



### (3) 知識の習得及びコンプライアンス意識の醸成

#### ① 契約管財局実施の研修

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
令和元年5月15日	所属長	51名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
令和元年5月30日、31日	契約業務の実務者 (初任者向け)	286名	契約事務・コンプライアンス
令和元年8月2日	契約業務の実務者 (設計担当者含む)	262名	コンプライアンス (外部講師：公正取引委員会担当官)
令和元年8月28日	課長級職員	125名	コンプライアンス (外部講師：弁護士)
令和元年9月5日、6日	監督職員(工事)	78名	契約事務・コンプライアンス (外部講師：国土交通省担当官)
令和元年10月21日、23日	契約業務の実務者	のべ 614名	契約事務(テーマ別)

計1,416名

契約管財局では、契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の向上を図ることを目的として、計画的に契約事務研修を実施している。

官製談合事案を踏まえ、所属長研修について、昨年度に引き続き、組織トップへのコンプライアンス意識の向上、並びに組織マネジメントを通じた組織への浸透を図ることを目的として実施した。

また、例年年末に実施している実務者向けコンプライアンス研修を、8月に前倒し実施し、現担当在籍5年以上の職員に加えて、発注案件の価格情報を知りうる立場にある設計担当部門等の職員についても、各所属原則1名以上の出席を求めることで、契約事務に携わる幅広い職員に対して受講を促した。また、講義内容に新たに情報管理の内容も加え、より実態に即した内容とした。

このほか、今年度予定していなかった課長級を対象した研修や工事の監督職員を対象した研修に、外部講師を招いて実施し、本市職員だけではなく、外部の目から見たコンプライアンスや監督検査のポイントという観点も含めた内容とした。また、実例を題材にした視聴覚教材を導入することで、内容の充実化を図った。

10月に実施したテーマ別の契約事務研修においては、昨年度から実施した契約事務調査の指摘事項や契約管財局に報告のあった不適正な事案等を踏まえて具体的な事案をもとに注意喚起を行うとともに、相談対応事例に基づくケーススタディを交える等、実務に即した内容により実施した。

これらの研修実施により、知識習得やコンプライアンス意識の醸成に一定の効果はあると考えられるものの、不適切な飲食等事案が発覚するなど、不適正な事案が相次いでいることから、eラーニング研修など全職員に対する研修の実施も検討していく必要がある。

- ② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）（※予定含む）  
各所属からの要望に応じて、契約管財局職員による派遣（出張型）研修を積極的に実施している。

今年度は、次のとおり実施（予定含む。）しており、今後も、依頼に応じて実施していく。

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
令和元年8月20日～ 令和元年8月22日	建設局職員 （課長代理級以上）	157名	契約事務・コンプライアンス ＋ 所属からの要望に応じた内容
令和元年12月（予定）	水道局職員	60名程度	

（参考）平成30年度実績

① 契約管財局実施の研修

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成30年4月～	全職員	—	eラーニング研修 （コンプライアンス）
平成30年5月～	所属長	51名	eラーニング研修 （コンプライアンス）
平成30年6月5日	課長級職員	122名	コンプライアンス （外部講師：弁護士）
平成30年6月21日 平成30年6月22日	契約業務の実務者 （初任者向け）	249名	契約事務・コンプライアンス
平成30年9月20日 平成30年9月21日	監督職員（工事）	72名	契約事務・コンプライアンス （外部講師：国土交通省担当官）
平成30年12月4日 平成30年12月5日	契約業務の実務者	のべ 530名	契約事務（テーマ別）
平成30年12月19日	契約業務の実務者	122名	コンプライアンス （外部講師：公正取引委員会担当官）

計 1,146名

② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成30年7月11日 平成30年7月12日	福島区役所職員	113名	契約事務・コンプライアンス ＋ 所属からの要望に応じた内容
平成30年8月17日 平成30年8月22日	建設局職員 （課長級以上）	84名	
平成30年10月3日 平成30年10月9日 平成30年10月10日	港区役所職員	32名	

計 229名

## 2 不正の端緒の早期把握と迅速な対応

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	31年度中に実施	計
<b>① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）</b>				
「大阪市談合情報等対応マニュアル」の改正 ※ 対応策の検討を契約管財局に一元化 など	契約管財局	実施済		
談合等不正行為に関する情報を受けたことがある		4/53		
「ある」の場合、「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき対応したか		4/4		
談合防止について事業者への周知	契約管財局	適宜実施		
<b>② 不自然な入札（疑義案件）の調査・分析</b>				
疑義案件の分析	契約管財局	適宜実施		
大阪市入札等監視委員会における報告	契約管財局	適宜実施		
疑義案件・不正入札の継続的な研究 など ※ 「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施	契約管財局	適宜実施		
<b>③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応</b> ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査				
建設業法違反等不正行為に関する情報を受けたことがある		0/53		
「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき実施	全所属	53※	0	53/53
関係法令遵守の事業者への周知	契約管財局	適宜実施		
<b>④ 大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反に係る情報への対応</b>				
最低賃金違反に関する情報を受けたことがある		0/53		
「ある」の場合、「最低賃金に係る情報の提供に関する取扱い」に基づき対応することとなる。				
<b>⑤ 各所属の契約における不適正事務等の把握・対処</b>				
各所属に対する契約事務調査の実施	契約管財局	実施済		
契約事務審査会での入札・契約事務における不適正事案の把握・報告		0/53		

(※「該当案件なし」と回答した所属を含む。)

不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応に関する各所属の取組みは、すべて実施している旨報告されている。

・談合等不正行為に関する情報への対応について

「談合等不正行為に関する情報を受けたことがある」と回答した所属は4所属あり、今年度より、談合情報等への対応を契約管財局に一元化したため、談合情報等を受けた場合は、速やかに契約管財局へ報告することとしているが、いずれも大阪市談合情報等マニュアルに基づき速やかな報告等に対応していた。また、その他の所属についても、情報があつた場合は、同マニュアルに基づき報告するとのことであつた。

・建設業法違反等不正行為に関する情報への対応について

「建設業法違反等不正行為に関する情報を受けたことがある」と回答した所属はなかつた。なお、各所属とも「事案があつた場合は大阪市建設業法違反事案等対応マニュアルに基づき対処する」としている。

### 3 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	31年度中に実施	計
<b>① コンプライアンス監視機能の強化</b> ※大阪市入札等監視委員会による監視				
大阪市入札等監視委員会への入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みに関する報告	契約管財局	適宜実施		
契約事務審査会における契約事務手続の検証				
① 随意契約理由等の結果公表	全所属	44	9	53/53
② 特定少額契約	全所属	52*	1	53/53
③ 検査事務手続き	全所属	38	15	53/53
契約事務手続の検証の結果、改善を行った点がある。	全所属	12/53		
「ある」場合の主な改善点				
【主な回答】 ・ 随意契約理由等の結果公表について、遅れを防ぐためチェックリスト等を作成した。 ・ 検査職員や検査プロセスの見直し ・ 特定少額契約にかかる手続きをより具体化した。 ・ 見積りにより設計金額を算定する場合の注意事項を周知した。				
<b>② 設計情報に関する公開の推進</b>				
委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」に基づく情報公開の実施	委員会構成局	6	0	6/6
<b>③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止</b>				
電子入札における予定価格等への無作為係数の効果検証	契約管財局	適宜実施		
<b>④ 契約手続漏れの防止</b>				
契約締結前に手続きの漏れがないか、事前に確認していますか。	全所属	53	0	53/53
具体的な取組み内容				
【主な回答】 ・ 一覧もしくは案件ごとに契約管理簿やチェックリストなどを作成している。 ・ 複数名でチェックしている。 ・ 計理担当が契約締結の財務会計システムで契約締結漏れがないか確認している。 ・ 契約担当・計理担当が決裁時に、財務会計システムや契約事務審査会の手続きが漏れていないか確認している。				
<b>⑤ 不正入札の抑止</b>				
事業者による不正が起きにくい仕組みの構築	契約管財局	適宜実施		

(※「制度未実施」と回答した所属を含む。)

不正が起きにくい入札契約制度の構築については、おおむね実施できている。

・「コンプライアンス監視機能の強化」の取組みについて

昨年度に引き続き、大阪市入札等監視委員会で調査審議した事案のうち、他所属でも起こりうる事案があった場合は、課題の共有化と契約事務の改善、再発防止を目的として、委員からの意見等をまとめ、庁内周知している。

また、各所属の契約事務審査会における契約事務手続きの検証は、おおむね実施されており、課題等が確認された場合は、改善されていた。なお、取り組み状況について「平成 31 年度中に実施」としている所属については、主に年度末に今年度の状況の検証を行うためとの回答であった。

・契約手続き漏れの防止について

昨年度、契約締結漏れの事案が複数発覚したことから、契約締結前に手続きが漏れない取組みを各所属において行うよう、アクションプランの取組み項目とした。各所属においては、チェックリストの活用や複数人での確認により、おおむね漏れが無いよう確認できているとのことであった。また、契約手続きの不適正な事案が発覚した所属では、当該事案を踏まえ、所属全体で統一した「契約事務進捗管理表」を作成し、複数人で進捗管理ができるよう共有することとしたとのことであった。

・不正入札の抑止について

官製談合事案を受け、入札等における競争性や公正性を害する行為に対しより厳格に対応するため、贈賄、独占禁止法違反行為及び刑法上の談合行為に係る大阪市競争入札参加停止措置期間を最大で 36 月とすることとした。（令和 2 年 1 月 1 日施行）

また、業者による予定価格を探ろうとする誘因の排除の観点から、予定価格の事前公表及び変動型最低制限価格制度の導入を検討している。

この他、大阪府、他都市の情報を収集するなど、事業者による不正が起きにくい入札契約制度の構築を適宜、検討・実施していくこととしている。

#### 4 その他

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	31年度中に実施	計
<b>① 不正・不適正事案及び他団体の取組み事例の調査研究</b>				
本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック	契約管財局	適宜実施		
他の発注機関における先進的な取組み事例や、刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局	適宜、他都市照会や報道等のチェックを実施		
<b>② 定期的な人事異動の実施</b>				
・ 長期在籍職員の積極的な人事異動の推進についての配慮	全所属	53 <sup>※1</sup>	0	53/53
・ 定期的な人事異動が困難な所属における、研修等によるコンプライアンス意識の徹底	全所属	53 <sup>※2</sup>	0	53/53
具体的な取組み内容				
【主な回答】				
・ 所属内研修の実施				
<b>③ 相談対応の機能強化</b>				
・ 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局	適宜実施		

（※1「該当職員なし」と回答した所属を含む。 ※2 定期的な人事異動が可能な所属を含む。）

その他については、すべて実施できている。

#### ・ 定期的な人事異動の実施の取組みについて

職務内容の特殊性などにより人事異動が困難な所属に属する長期在籍職員への配慮については、全所属が行っているとの回答であった。また、長期在籍職員がいる場合は、契約管財局や各所属で実施するコンプライアンス研修に受講させるなどコンプライアンス意識の向上を図ることとしている。

## 5 その他の入札契約制度に関する調査結果（平成31年度アクションプラン以外の取組み）

アクションプランの検証にあわせて、入札契約事務の適正化に向けた各所属における取組みについて調査を実施し、実施状況確認や課題等の分析を行った。

### 【入札契約事務適正化に向けた各所属独自の取組み】

取組内容	対象所属	取組状況	
		はい	いいえ
入札契約事務の適正化に向けた取組みとして、所属独自の取組みを実施	全所属	23	30

契約管財局が全庁的に行っている取組みに加えて、多くの所属で独自の自主的な取組みを実施しており、入札契約事務の適正化に対する意識は高い。

#### 【主な独自取組み内容】

- ・ 所属内研修、事務検討会などの実施
- ・ 所属独自の仕様書のひな型や事務処理要領などを作成
- ・ 比較見積結果など「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定める事項以上の情報を公表
- ・ 契約事務にかかるチェックリストの作成・活用

### 【官製談合事案の発生を受けた各所属独自の取組み】

取組内容	対象所属	取組状況	
		はい	いいえ
官製談合事案を受けて、各所属独自の取組みを実施	全所属	19	34

#### 【主な独自取組み内容】

- ・ 契約事務に携わる係長・係員を対象に、所属独自に作成した適正な契約事務に関するチェックシートの実施
- ・ 所属内研修の実施・事案の概要やコンプライアンス意識の徹底の周知
- ・ 情報管理・決裁プロセスの見直し
- ・ 研修内容を、官製談合防止法違反を中心とした内容に変更
- ・ 契約事務従事職員（契約担当者・設計担当者・監督担当者）に対し、eラーニングによる研修を実施予定
- ・ 設計担当者が業者と単独で接触をしないよう通知



### Ⅲ おわりに

平成 31 年度のアクションプランについては、ほとんどの項目において、取り組みは実施済みであるとの回答がなされ、おおむね順調であると確認できたものの、不適切な飲食等事案が判明するなど、職員一人一人の意識の醸成をより図っていく必要がある。

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識を徹底していくためには、どの内容についても言えることだが、単なる作業となってしまうようにしなければならない。

昨年度発覚した本市発注工事における官製談合事案についても、検察庁による強制捜査を受け職員が逮捕されるという市民の信頼を失う事態となったが、その回復に努めることはもちろんのこと、本事案に関する裁判がまだ続いているところではあるが、事件の全容を踏まえ、原因に応じた実効性のある再発防止策を継続して講じていくことが必要である。

そういった意味でも、適宜、アクションプランの取り組み状況を検証し、実態を把握するとともに、取り組みの目的や趣旨を十分に周知していくことで、各所属における不正行為に関する認識や対応に関する意識の持ち方を一層浸透させていく必要がある。

また、本調査に併せて、昨年度に引き続き、再就職者による働きかけについての実態調査を行った。今年度についても、不正な働きかけ等の事実はなかったものの、このような調査を実施することで職員の意識の向上や抑止力が期待されることから、引き続き、調査を行っていくとともに研修等を通じて職員に周知していく。

次年度のアクションプランについては、本報告書の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて策定し、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上・徹底について、継続的・恒久的に取り組んでいくこととする。